

結果の概要

1 訟務事件の推移

令和5年に法務本省並びに全国の法務局及び地方法務局で取り扱った訟務事件の新受件数は6,070件、既済件数は6,463件となっている。

令和元年以降における訟務事件の推移は、第1表のとおりである。

令和5年の新受件数は、対前年比では4.1%増加しており、令和元年を100とした指数は94.6ポイントとなっている。また、既済件数は、対前年比では8.1%増加しており、令和元年を100とした指数は107.4ポイントとなっている。

第1表 訟務事件の推移

年次	件数			指数 (令和元年=100)			対前年比 (%)		
	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
令和元年	6,415	6,018	7,571	100.0	100.0	100.0	—	—	—
2	5,815	5,359	8,027	90.6	89.0	106.0	-9.4	-11.0	6.0
3	6,488	5,877	8,638	101.1	97.7	114.1	11.6	9.7	7.6
4	5,829	5,976	8,491	90.9	99.3	112.2	-10.2	1.7	-1.7
5	6,070	6,463	8,098	94.6	107.4	107.0	4.1	8.1	-4.6

2 訟務事件の処理状況

令和5年における訟務事件の処理状況は、第2表のとおりである。

本訴事件及び本訴事件以外の構成比については、新受件数にあっては本訴事件が63.8%、本訴事件以外が36.2%、既済件数にあっては本訴事件が63.3%、本訴事件以外が36.7%などとなっている。

(1) 本訴事件

令和5年における本訴事件の処理状況は、第2表のとおりである。

事件の種類別にこれを見ると、新受件数では、民事事件が2,474件、行政事件が1,196件、税務事件が205件、既済件数では、民事事件が2,812件、行政事件が1,099件、税務事件が178件となっている。

新受件数の構成比については、民事事件が63.8%と高い割合を占めており、次いで、行政事件が30.9%、税務事件が5.3%となっている。

訟務事件における相手方数については、本訴事件（民事・行政・税務）の未済事件における相手方1名につき「1」と計上したもので、第2表の相手方数欄記載のとおりである。

(2) 本訴事件以外

令和5年における本訴事件以外の処理状況は、第2表のとおりである。

新受件数は2,195件、既済件数は2,374件となっている。

第2表 訟務事件の処理状況

処理状況	総数	本 訴 事 件				本 訴 事 件 以 外
		計	民 事	行 政	税 務	
		[件 数]				
新 受	6,070	3,875	2,474	1,196	205	2,195
既 済	6,463	4,089	2,812	1,099	178	2,374
未 済	8,098	6,801	5,083	1,453	265	1,297
相手方数		201,921				
		[構 成 比 (%)]				
新 受	100.0	63.8	40.8	19.7	3.4	36.2
		100.0	63.8	30.9	5.3	
既 済	100.0	63.3	43.5	17.0	2.8	36.7
		100.0	68.8	26.9	4.4	
未 済	100.0	84.0	62.8	17.9	3.3	16.0
		100.0	74.7	21.4	3.9	